

学んで つながり 行動しよう! ～安心して暮らせる消費者社会

今も後を絶たない消費者被害を防ぐために、地域ぐるみで主体的に防止の取り組みや見守り活動をすすめていく仕組みを一緒に考えてみませんか。

参加費
無料

平成29年5月23日(火) 12:30~15:30
(展示ロビー開場は 11:00~)

千葉市文化センター(3階)アートホール

募集人数：約500名(申込先着順)

申込締切：平成29年5月10日(水) 消印有効

申込方法は裏面参照

託児あり

主な内容

- 基調報告「市民参加で悪徳商法を撃退する
～誰もが安心して暮らせるまちづくり～」
・(社福)伊賀市社会福祉協議会
業務執行理事・事務局長 平井 俊圭氏
- 千葉県内における「地域ぐるみでの消費者被害防止」
取り組み報告
・富里市消費者行政推進連絡協議会
- 平成28年度県民提案事業の事例発表
・「食の“もったいない”を考える講演とワークショップ」
生活協同組合コープみらい
・「高齢者向けリコール製品回収事業」
消費者行政充実ネットちば



【基調報告者紹介】昭和58年
仏教大学社会福祉学科卒業
後、旧上野市社協に就職以降、
民生委員児童委員、厚生労働
省介護支援専門員指導者養成
研修会アドバイザー、伊賀市介
護認定審査会副会長などを歴
任。ケアマネジメントの手法を
活用した地域福祉活動に従事。
平成19年から伊賀市社協
事務局長、翌年7月から理事。
日本地域福祉学会、日本成年
後見法学会所属。浄土宗浄久
寺・清安寺・誓光寺住職。

※各消費者団体のパネル展示もご覧ください

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県くらし安全推進課消費者安全推進室

申込・問合せ先 電話 043-223-2293 FAX 043-221-2969

メールアドレス syouhisya@mz.pref.chiba.lg.jp

主催 『消費者フォーラム in 千葉』 実行委員会・千葉県

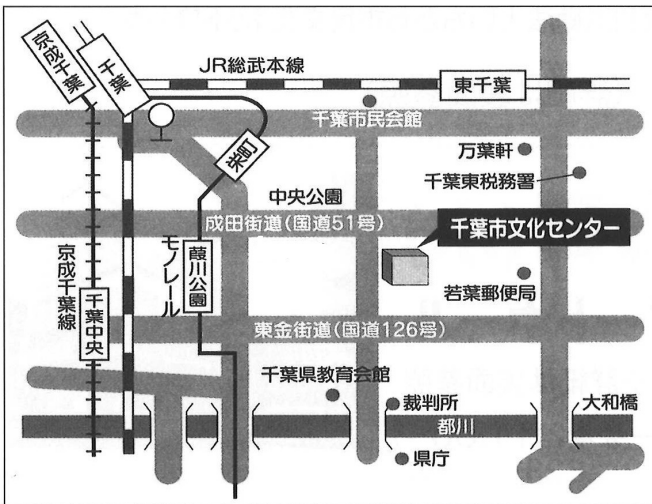
実行委員団体紹介およびパネル展示内容 展示ロビー開場 11:00～

●パネル展示あり

<p>安全な暮らしをしていますか？</p> <p>四街道市消費者友の会</p>	<p>正しい判断・断る勇気</p> <p>柏市消費者の会</p>	<p>消費者行政の充実への取り組みについて</p> <p>消費者行政充実ネットちば</p>	<p>～事業や活動を通じてふだんの暮らしを応援～</p> <p>コープみらいの高齢者支援 生活協同組合コープみらい千葉県本部</p>
<p>持続できる暮らしよく見て発見</p> <p>習志野市消費生活研究会</p>	<p>知っておきたい「改葬・墓じまい」</p> <p>NACS 千葉分科会</p>	<p>他人ごとではない！？認知症</p> <p>松戸市消費者の会</p>	<p>災害への備え～土地・家・避難～</p> <p>我孫子市消費者の会</p>
<p>食品ロスを減らそう</p> <p>千葉県消費者団体連絡協議会</p>	<p>トクホと機能性食品について</p> <p>千葉県連合婦人会</p>	<p>洗濯マークが変わりました</p> <p>柏生活クラブ</p>	<p>ちば菜の花会の活動報告</p> <p>ちば菜の花会</p>

●パネル展示なし

<p>特定非営利活動法人 いちかわ市民文化ネットワーク</p>	<p>特定非営利活動法人 消費者市民サポートちば</p>	<p>千葉県生活協同組合連合会</p>	<p>消費者関連研究会いちちはら</p>	<p>消費者団体 千葉県連絡会</p>
-------------------------------------	----------------------------------	---------------------	----------------------	-------------------------



消費者フォーラム in 千葉とは

「消費者月間」事業の一環として、県では、県内消費者団体等（17 団体）で構成する実行委員会と共同で「消費者フォーラム in 千葉」を開催しています。

多様化する経済社会の中で、消費者一人ひとりがよりよい消費生活を送れるよう、消費者教育・啓発の一層の推進を図るとともに、消費者団体の日頃の活動成果の発表等を通して、団体相互の交流と連携を図ることを目指します。

会場へのアクセス

千葉市文化センター

千葉市中央区中央 2-5-1 電話：043-224-8211

- ・ JR 総武線「千葉駅」、京成千葉線「千葉中央駅」より徒歩 10 分
- ・ 千葉都市モノレール「葭川公園駅」下車徒歩 3 分
- ・ JR 千葉駅東口 8 番、9 番バス乗り場から、御成台車庫行き、千城台車庫行き、市営霊園行き、都賀駅行きに乗りし、「千葉銀行中央支店前」バス停下車徒歩 1 分

申込方法

- ①はがき…「消費者フォーラム in 千葉参加希望」、郵便番号、住所、氏名、TEL、参加希望者全員の氏名、託児希望を明記
- ②FAX…下記の FAX 申込用紙にて
- ③メール…必要事項記載の上 syouhisya@mz.pref.chiba.lg.jp に送信

FAX. 043-221-2969 千葉県くらし安全推進課行

参加申込書 消費者フォーラム in 千葉

住所	〒	電話	()
申込者氏名	他()名		
託児	[]人 内訳()歳・()歳・()歳	手話通訳	

- * 1 本申込書に御記入いただいた個人情報、本事業以外の目的には使用しません。
- 2 託児の年齢は1歳以上の幼児とし、本書で申込みした方のみ利用できます。託児料は無料です。(後日詳細をお聞きますので必ず電話番号を御記入ください)
- 3 手話通訳が必要な方は「○」印を記入してください。手話通訳料は無料です。